

滋賀県医師養成奨学金貸与要綱

平成21年3月30日 制定

一部改正 平成22年4月1日 平成23年4月1日
平成24年4月1日 平成26年4月1日
平成27年4月1日 平成30年4月1日
平成31年4月1日 令和2年4月1日
令和6年4月1日 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科（以下「大学」という。）に、一般の入学者とは別の選抜枠により選抜され入学した者で、将来県内の医療機関等で医師として従事しようとするものに対する医師養成奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与について必要な事項を定め、県内における医師の充足に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 病院

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。

(2) 臨床研修

医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。

(3) 専門研修

個別診療科に係る専門性に関する研修をいう。

(4) 大学院

学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院をいう。

(貸与の対象者)

第3条 知事は、毎年度予算の範囲内において、一般の入学者とは別の選抜枠により大学に選抜され入学した者その他知事が適当と認めた者であって、県内の医療機関等で医師として従事することにより地域医療に貢献する意思を有するものに対し、奨学金を貸与することができる。

(貸与の額等)

第4条 奨学金の貸与の額は、年額180万円とし、同一人に貸与する奨学金の総額は、1,080万円を超えないものとする。

2 知事は、奨学金の貸与を受ける者が大学を卒業するまでの間、毎年度、当該年度に貸与すべき額を一括して貸与する。

(貸与契約の解除)

第5条 知事は、奨学金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の契約を解除するものとする。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 大学から停学の処分を受けたとき。
- (3) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 学業の成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 奨学金の貸与を受ける者としてふさわしくない非行があったとき。
- (7) 虚偽その他不正の方法により奨学金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。
- (8) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(貸与の停止)

第6条 知事は、奨学金の貸与を受けている者が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したときは、留年が決定した日の属する年度の翌年度に係る奨学金の貸与を行わないものとする。

2 知事は、奨学金の貸与を受けている者が年度の初日から末日まで休学し、または留学したときは、当該休学し、または留学した年度に係る奨学金の貸与を行わないものとする。

(返 還)

第7条 奨学金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月(次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を合算する。)以内に、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から起算して当該各号に掲げる事由が生じた日までの期間(大学を卒業した日の翌日から医師法第2条に規定する医師の免許(以下「医師免許」という。)を取得した日の属する年度の3月31日までの期間(その期間が2年を超えるときは、2年間)および第9条第2項各号に該当する期間を除く。)の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加えた額の総額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を一括して知事に返還しなければならない。ただし、疾病、負傷その他やむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」という。)があるときは、この限りでない。

- (1) 第5条の規定により、奨学金の貸与の契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日から起算して2年を経過する日までに医師免許を取得しなかったとき。
- (3) 第9条第1項の規定による返還の免除の要件に該当しないこととなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項各号に該当するときは、貸与した奨学金を返還すべき義務は、生じないものとする。ただし、同項第2号から第8号までに該当する期間を合計した期間が10年を超えるときまたは同項第5号および第6号に掲げる期間を通算した期間が4年を超えるときはこの限りでない。

(返還の猶予)

第8条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1)前条の規定により奨学金の返還の義務が生じた後、引き続き当該大学において医学を履修する課程に在籍しているとき。
- (2)前条の規定により奨学金の返還の義務が生じた後、引き続き大学院において医学を履修する課程に在籍しているとき。
- (3)前2号に定めるもののほか、やむを得ない理由があるとき。

(返還の免除)

第9条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、県議会の議決を経て、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

- (1)奨学金の貸与を受けた者が、医師免許を取得した後、直ちに①県内の病院、②県内の診療所（総合診療の専門研修を受ける場合であって一般社団法人日本専門医機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設もしくは連携施設とされたものおよび近畿厚生局長が認可した在宅療養支援診療所に限る。）または③県内の行政機関（以下「返還免除対象施設」と総称する。）において、引き続き9年間（以下「県内従事期間」という。）診療業務等（臨床研修および専門研修ならびに行政機関における公衆衛生医師としての業務を含む。以下同じ。）に従事し、かつ、県内従事期間中継続して滋賀県医師キャリアサポートセンター（滋賀県地域医療支援センター）が別に定めるキャリア形成プログラムに参加したとき。ただし、臨床研修修了後、残りの県内従事期間において、4年以上、返還免除対象施設（キャリア形成プログラムにおいてA群に分類される病院を除く。）において診療業務等に従事した場合に限る。
 - (2)県内従事期間中に業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため診療業務等を継続できなくなったとき。
- 2 奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間は県内従事期間に算入しない。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する産前産後休業およびこれに相当する休業の取得期間である場合は、この限りでない。
- (1)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業および介護休業ならびにこれらに相当する休業を取得しているとき。
 - (2)大学院において医学を履修する課程に在籍しているとき。ただし、返還免除対象施設で常勤医として診療業務等に従事しながら在籍している場合を除く。
 - (3)返還免除対象施設以外の医療機関等（海外の医療機関、研究所を含む。）で医療に関する研修（臨床研修を除く。）を受けているとき。
 - (4)医療に関する研究のために海外へ留学しているとき。
 - (5)返還免除対象施設以外の医療機関等で診療業務等に従事しているとき。ただし、医療に関する研修を受けている場合を除く。
 - (6)臨床研修修了後、残りの県内従事期間において、3年を超えて、キャリア形成プログラムにおいてA群に分類される病院で診療業務等に従事しているとき。
 - (7)県内の病院の採用試験に不合格となり、県内で臨床研修を受けることができないため、やむを得ず県外の病院で臨床研修を受けているとき。

(8) 疾病、負傷その他の事由により診療業務等に従事していないとき。

- 3 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、業務上の理由による死亡その他やむを得ない理由により、奨学金を返還することが困難となったと認めるときは、県議会の議決を経て、対象債務の全部または一部を免除することができる。
- 4 県内従事期間の計算においては月数によるものとし、その計算に必要な事項は、細則で定める。

(延滞利子)

第10条 奨学金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(委 任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度以後の年度が奨学金の貸与の初年度となるものに適用する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る奨学金について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に奨学金の貸与を受けている者（既に債務の返還につき合意した者を除く。）が、別に定めるところにより改正要綱の適用を受けるときにつき書面による同意をした場合は、当該者に係る奨学金について改正要綱の規定を適用するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱（以下「改

正要綱」という。)の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る奨学金について適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に資金の貸与を受けている者のうち、平成26年4月1日に改正され、および施行された滋賀県医師養成奨学金貸与要綱の規定の適用を受けている者に係る奨学金については、改正要綱の規定を適用するものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱の規定（第5条の改正規定（「従事した」を「従事し、かつ滋賀県医師キャリアサポートセンター（滋賀県地域医療支援センター）が別に定めるキャリア形成プログラムに参加した」に改める部分に限る。）に限る。）は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る奨学金について適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に資金の貸与を受けている者に係る義務年限の取扱いについては、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱第5条第2項第2号、同項第5号および同項第7号ならびに第4項ならびに第6条第1項第8号の規定を適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る奨学金について適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る奨学金について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に奨学金の貸与を受けている者（平成30年4月1日以降に新たに貸与を受けた者に限る。）が、別に定めるところにより改正要綱の適用を受けることにつき書面による同意をした場合は、当該者に係る奨学金について改正要綱の規定を適用するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医師養成奨学金貸与要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、同日以後新たに奨学金の貸与を受ける者について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前に奨学金の貸与を受けていた者にかかる県内従事期間の算入に関しては、改正要綱第9条第2項ただし書および同項第1号の規定は、令和8年4月1日以後にこれらの規定に該当する期間に適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。